

病第1号議案 介護老人保健施設の指定管理者の指定

1 提案理由

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設の指定期間が令和4年3月末で終了することに伴い、次期指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 指定管理の概要

(1) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行い、在宅復帰を目指す施設です。横浜市立脳卒中・神経脊椎センターをはじめとする入院先医療機関等から家庭へ復帰する際の間施設として、引き続き医療的ケアを必要とする退院患者を中心に受け入れることを目的に、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに併設されています。

(2) 施設の概要

名 称：横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設
所 在 地：横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
開 設：平成11年8月1日(平成19年4月1日から指定管理者制度導入)
定 員：入所80人、通所33人

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 指定管理候補者の概要

団 体 名	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス
所 在 地	海老名市河原口1,320番地
代表者名	理事長 谷口 佳浩
業務内容	病院、診療所及び介護老人保健施設(脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設を含む)の経営、介護保険法に基づく居宅サービス事業 他

※平成19年4月から脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設の指定管理者に指定

5 選定方法

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会を設置して公募を行い、応募があった1者から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等の審査及び面接審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

6 指定管理者選定委員会の構成

学識経験者、公認会計士、施設運営や介護・福祉の専門家等の6名で構成しました。

7 選定経過

項 目	時 期
第1回選定委員会 公募要項の決定、評価基準の決定	令和3年5月20日
公募開始（公募要項公表）	令和3年5月24日
応募書類の受付（応募者：1団体）	令和3年6月23日～6月30日
第2回選定委員会 提案書等の審査、応募者からの聞き取り、 指定管理候補者の選定	令和3年7月15日